

〈研究論文〉

高等学校の社会的役割を巡る議論の展開と
その特質に関する研究

——「国民的教育機関」と高校授業料減免措置に焦点を当てて——

岡 安 翔 平

〈研究論文〉

高等学校の社会的役割を巡る議論の展開とその特質に関する研究

——「国民的教育機関」と高校授業料減免措置に焦点を当てて——

岡 安 翔 平

1. 問題の所在

1948年から今日までに新制高等学校（以下、高校と略す）の社会的役割は大きく変容した。

第二次世界大戦後の1948(昭和23)年に誕生した高校の進学率は1950(昭和25)年においては42.5%であり、中学校卒業者の半数以上は卒業後の進路として高校進学を選択しなかった。しかし、その後高校進学率は徐々に伸び、1954年(昭和29)年には50.9%となり、さらに高度経済成長期を節目に、当該進学率は1961(昭和36)年62.3%、1965(昭和40)年70.7%、1970(昭和45)年82.1%と急上昇していった。1974(昭和49)年には90.8%に達し、中学校卒業者の大多数が高校に進学するようになった。それ以降も当該進学率は伸び続け、今日では98%を超え、高校は「国民的教育機関」と呼ばれている。

高校が「国民的教育機関」として捉えられている状況に鑑みて、政府によって高校授業料の減免措置（2010(平成22)年度から2013(平成25)年度までは「公立高等学校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度」、2014年（平成26年度）以降は「高等学校就学支援金制度」）がなされるようになり、これは今日まで継続されている^①。さらに、現在、家庭の所得が一定以下であるなどの要件を満たした場合において私立高校授業料を実質無償にすることを発表している自治体も現れている。また、授業料以外の高校就学に係る費用を都道府県が支援する制度も存在しており、1963(昭和38)年の高校入試の制度化以降「適格者主義」の原則を採用してきた高校であるが、その社会的役割は2010(平成22)年に制度化

された授業料減免措置によってそこでの教育を受ける権利を幅広く保障する（少なくとも、保障しようとする）枠組みへと移行したことが分かる。

しかし、高校の社会的役割を変容させた授業料減免措置を講ずる論理的な根拠の1つとされた「国民的教育機関」という用語及びその特質に対する分析が先行研究における空隙となっており、今日における高校の社会的役割に関する議論を深めること及び今後の当該役割について検討する際に障壁となるだろう。

2. 研究課題・方法

このような問題意識から本研究では、①「国民的教育機関」という用語の特質②高校が「国民的教育機関」として捉えられ始めた詳細な時期③高校が「国民的教育機関」として捉えられるための条件を分析枠組みとし、先行研究及び一次資料の分析によって明らかにする。

3. 先行研究の検討

先行研究を検討することにより、高校が「国民的教育機関」とみなされるまでの高校理念の変容を表1のようにまとめることができた。そして、それを見取ると、1963年以降、先行研究における当該理念についての検討が停滞していることが分かる。

また、戦後の高校制度及び高校教育について明らかにした複数の先行研究の存在が確認できた。

例えば、佐々木（1979a）は、新制高校制度の誕生から1970年代までの展開について、当時の政策や議論を交えて詳述している。また、金

子(1986)も、当該制度及び高校教育の成立について明らかにしている。そのほか、菱村(1995)も、当該制度発足から50年間の進展を教育行政の立場から明らかにしている。木下(1988)も高校入試制度の変容をその誕生から1980年代までの時期について示している。これらの先行研究は、確かに戦後から2000年代に至るまでの高校教育制度及び高校入試制度に関して詳しく明らかにしているが、「国民的教育機関」に関してほとんど着目していない。

しかし、「国民的教育機関」という用語とその特質に関する分析を行う手掛かりは、先行研究において、わずかではあるが存在している。例えば、山口(1998, p32)は、昭和53年版学習指導要領の改訂の意義を「九〇%の進学率に達し、国民的教育機関としての性格を持つにいたった高校を、ゆとりあるしかも充実した学校生活を実現するという観点から再構築し、新しい高校像に向けての転機を図るとのこと」としており、その改訂過程に「国民的教育機関」という用語の特質や高校が「国民的教育機関」として捉えられるための条件の分析をするための手掛かりがあることが推測できる。また、萱原(2006)は戦後から2000年代に至るまでの高校

教育史を俯瞰しており、高校が国民的教育機関としてみなされた大まかな時期について言及している。よって、本研究では「2 研究課題・方法」で示した3つを研究課題としている。

4. 「国民的教育機関」という用語の特質

トロウ(1976,天野郁夫ほか訳)は高等教育の発達段階を①「エリート段階」(高等教育進学率15%未満)、②「マス段階」(高等教育進学率15%以上50%未満)、③「ユニバーサル段階」(高等教育進学率50%以上)に分けており、進学率を基準として高等教育の発達段階を示している。

このようなトロウの区分に倣い、「ユニバーサル化」あるいは「ユニバーサル段階」は高校教育の広範な浸透状態を示す用語としても使用されている。しかし、その用語の特質の捉え方は使用者ごとに異なっているのが実態である。例えば京都高校教育問題研究会(1979, p198)の「高校進学率は、…京都府では、昭和33年に高校がマスの段階からユニバーサルな段階に移行する目安とされる…六〇%を超えた」という指摘や、下村(1998, p151)の「当初40%強だった高校進学率が、高度経済成長期を通じて急上昇し、1965年には70%強、5年後には80%、10年後の1975(昭和50年)にはついに90%を超え、1996(平成8)年には98.5%に達し、事実上の高校教育のユニバーサル化が実現して…」という記述、飯田(1992, p49)の「経済の高度成長がほぼ達成され、戦後ベビーブームに起因する高校生徒の急増期が過ぎ去った一九七九(昭和四五)年、経済成長にともなう所得水準の向上や、人々の間の根強い進学熱、それに高校生徒急増期における定員増を背景に、それまでほぼ一貫して増え続けてきた高等学校進学率は、ついに八〇%に到達した。高等学校教育は、その発足時のねらいの通り広く国民一般に開放され、ユニバーサル化したのである。」という指摘などがそれにあたる。

すでに述べたように、トロウ(1976,天野郁夫ほか訳)が示した「ユニバーサル段階」は高等教育進学率が50%以上の状態を指すが、京都

表1. 高校理念の変容とその具体的な時期

高校理念	時期	意味合い
国民全体の教育機関	1948(昭和23)年-1953年(昭和28年)	希望者全入を理想とし、入試を「やむを得ない害悪」とする教育機関
学力検査による選抜を行う場合のある国民全体の教育機関	1954(昭和29)年-1962(昭和37)年	入学希望者が定員を超過し、必要な場合においてのみ選抜で学力検査を行う教育機関
適格者教育機関	1963(昭和38)年-不明	高校教育を受ける能力のある生徒の教育する機関

(資料 佐々木 1979a, 木下ほか 1988, 菱村 1995, 萱原 2006, より, 筆者作成)

高校教育問題研究会（1979, p198）が指摘する高校教育の発達段階における「ユニバーサルな段階」は高校進学率が60%以上の状態を示しており、京都高校教育問題研究会（1979, p198）がトロウ（1976, 天野郁夫ほか訳）を根拠に当該用語を用いていないことも分かる。

同様に、「国民的教育機関」という用語は今日まで厳密なその特質が示されず、等閑に用いられてきた。そのため、本研究ではそれを先行研究と関係資料を手掛かりにして明らかにすることを試みる。

表2は、先行研究・関連資料において示されていた「国民的教育機関」と類似の用語をその使用例とともに一覧できるように書き表したものである。

表2. 「国民的教育機関」と同様の意味であると考えられる用語とその使用例

番号	先行研究及び関連資料	用語	使用例
①	佐々木 (1979a)	国民のほとんど全部が学ぶ教育機関	「高校教育は、今日では国民のほとんど全部が学ぶ教育機関になるようとしている」(p4)
②	佐々木 (1979a)	国民のほとんど全部の学ぶ教育機関	「高校教育が、国民のほとんど全部の学ぶ教育機関になりつつある」(p4)
③	佐々木 (1979a)	国民の誰もが学ぶ教育機関	「この事実、高校教育を国民の誰もが学ぶ教育機関としてふさわしいものに充実させるといふ課題が対応している」(p4)
④	佐々木 (1979b)	国民誰もが進学する大衆的な学校	「進学率に見る限り、高校教育は国民誰もが進学する大衆的な学校となり」(p57)

⑤	参議院 (1981)	国民全体の教育機関	「希望者の98%が入学しているというんですね。その上での94%ということです。だから…国民全体の教育機関としてということが整っているんじゃないですか。」(p18)
⑥	金子 (1986)	国民教育機関	「1974(昭和49)年には、高校進学率は90%を超え、一般に高等学校は国民教育機関化した…とかがいわれた」(p33)
⑦	参議院 (2001)	国民皆教育機関	高等学校進学率は…約97%に達しているわけでございまして、…実質的に国民皆教育機関というべきものとなっているわけでございます」(p14)
⑧	参議院 (2009)	国民の教育機関	高等学校等の…後期中等教育機関につきましては、98%の進学率という国民の教育機関となっております…」(p2)
⑨	衆議院 (2013)	国民的な教育機関	「高校においては、…進学率は約98%、ほぼ国民的教育機関というふうになっているわけでございます」(p14)
⑩	第2期教育振興基本計画第1部Ⅱ(1)② (2013)	国民的教育機関	「高等学校への進学率は98%に達し、国民的教育機関である状況を踏まえた対応が必要となっている。」

(資料 佐々木 1979a, 佐々木 1979b, 田代 1978, 金子 1986, 参議院 1981, 参議院 2001, 参議院 2009, 衆議院 2013, 第2期教育基本計画第1部Ⅱ(1)②より, 筆者作成)

表2中の使用例の比較によって、これらの10の用語はすべて同様の意味を持つことが確認でき、「国民的教育機関」という用語は、「中学校卒業者の大多数が進学する教育機関」という特質を持つ複数の用語の中の一つであることが明らかになった。

よって、本稿では表1中の各「用語」が同一の特質を示すものとして理解し、それらすべてを「国民的教育機関」として統一的に表記し、「国民的教育機関」を「中学校卒業者の大多数が進学する教育機関」として位置づけることとする（直接的な引用の場合を除く）。

5. 高校が「国民的教育機関」として捉えられるための条件とそのように捉えられるための時期の推察

前項では「国民的教育機関」という用語が「中学校卒業者の大多数が進学する教育機関」という特質を持つことを明らかにした。

この特質から高校が「国民的教育機関」として捉えられ始めた時期やそのように捉えられるための条件を正確に把握する手がかりを得ようとしたが、この特質においては、「大多数」という曖昧な表現が用いられており、具体的にどの程度の進学率で高校が「国民的教育機関」として捉えられるのが不明確であったため、不可能であった。よって、その特定を「国民的教育機関」という用語の特質を明らかにした際に用いた表1の中から、高校が「国民的教育機関」として捉えられるための進学率を示していると考えられる使用例に着目することで試みた（表2⑤-⑩）。

当該使用例を見取ると、高校が「国民的教育機関」として捉えられるための進学率は少なくとも90%であることが確認でき、この結果、高校進学率が90%に達することが高校を「国民的教育機関」とみなす条件の1つと考えられ、この条件に基づくことにより高校進学率が90%に達した1974(昭和49)年を高校が「国民的教育機関」として捉えられた時期と推察できる。

6. 高校が「国民的教育機関」として捉えられるための条件とそのように捉えられ始めた時期の特定

以下では、高校制度に関する一次資料と先行研究の調査・検討により、高校が「国民的教育機関」として捉えられるための条件とそのように捉えられ始めた時期の詳細な特定作業を、本稿「5 高校が「国民的教育機関」として捉えられるための条件とそのように捉えられるための時期の推察」（以下、「5」と略す）においてなされた推察を踏まえて、試みる。

まず国会会議録検索システム「簡易検索」(http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_srch.cgi?SESSION=55758&MODE=1)を用い、「国民のほとんど全部が学ぶ教育機関」「国民のほとんど全部の学ぶ教育機関」「国民の誰もが学ぶ教育機関」「国民誰もが進学する大衆的な学校」「国民全体の教育機関」「国民教育機関」「国民皆教育機関」「国民的教育機関」「国民的な教育機関」「国民的教育機関」（＝表1において用いられていたすべての用語）の初出時期を検索した結果、それは1974(昭和49)年2月であり、衆議院文教委員会における奥野国務大臣(当時)の「高等学校は、青少年のほとんどすべてのものを教育する国民教育機関としての性格を持つに至っております」(衆議院 1974, p3)という発言の中における「国民教育機関」という用語であることが明らかになった。当該発言は1974(昭和49)年2月の時点で高校が「国民的教育機関」としてみなされていることを示しているが、この時点の、つまり、1973年4月段階の高校進学率は89.4%に留まっている。

次に、国立国会図書館蔵書検索申込システム「簡易検索」(<https://ndlopac.ndl.go.jp/F/>)において検索語「高校教育制度」「高校制度」「高校教育」「高校理念」「高等学校教育制度」「高等学校制度」「高等学校教育」「高等学校理念」を用いた検索を試み、その結果、高校が「国民的教育機関」として捉えられた時期を特定する手がかりを2点見出した。

1点目は、山口(1995, p107)が、昭和48年に発足した教育課程審議会の諮問時の中心課題が

「高校教育が国民教育機関としての性格を備えるまでに至ったことから生じたさまざまな問題点に対応することであった」と述べていることによって、1973(昭和48年)年の時点において、高校が「国民的教育機関」としてみなされていたことが分かったことである。

2点目は1972(昭和47)年以前における高校を「国民的教育機関」として捉えた先行研究や資料を見出すことができなかったことである。

以上の一次資料と先行研究の調査と検討及び「5」においてなされた推察を踏まえると、高校は1973(昭和48)年に「国民的教育機関」として初めて捉えられたと言えよう。

1973(昭和48)年当時の高校進学率は89.4%であり、本稿「5」で推察した90%に当該進学率が達していない。しかし、ほぼ9割の中学校卒業生が高校に進学していることから、当該進学率がおおよそ90%に達することが、高校を「国民的教育機関」と呼ぶための条件の1つと言えよう。

7. 「国民的教育機関」と高校授業料減免措置の関連性の検討

「1 問題の所在」で述べた通り、高校の社会的役割を変容させた2010(平成22)年の高校授業料減免措置がなされるようになった論理的根拠の1つは、高校が「国民的教育機関」としてみなされるようになったことである。

しかし、本研究において、1973(昭和48)年に高校が「国民的教育機関」として捉えられるようになったことが明らかになり、高校が「国民的教育機関」として捉えられ始めてから高校授業料の減免措置がなされるまでに30年以上が経過していることが新たに分かった結果、当該減免措置制度を発足させるための根拠として高校が「国民的教育機関」とみなされていることを用いる論理性が乏しいように思われる。

また、高校が「国民的教育機関」として捉えられていることが当該減免措置制度の発足と関連していることを明らかにした先行研究も見出すことはできなかった。

そのため、国会において当該減免措置発足のための議論がなされるまでに、当該減免措置に関連すると考えられる議論のうち、着目すべきものを見出し検討することによって、高校が「国民的教育機関」とみなされていることを当該減免措置を講ずる論理的根拠として用いる妥当性について検討する。

7-1 国会会議録の調査結果

国会会議録検索システム・検索語「高校授業料」「高等学校授業料」「高等学校の授業料」「高等学校授業料の無償」「高校の授業料の無償」による検索の結果現れた以下の3つの議論について検討を行った。

① 1979(昭和54)年2月14日

衆議院 文教委員会

木島喜兵衛[㊦](以下木島)「『すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。』とありますが、この場合の『国民』というのは『親』と考えていいですね。親は、その保護する子女に一保護する子女とは未成年を言いますが、しかし、日本の法律では18歳以下の法律はありませんから、少なくとも18歳までとなりますが、少なくとも18歳までということになります。親は、少なくとも18歳までは普通教育をする義務を負ふ。普通教育に対する言葉は高等専門教育とするならば、高等学校までの教育、義務教育は無償とする。義務教育無償とは生存権の基本権であります。もし、今日で言うならば、中学校まで出なかったならば、それはまとも就職につけず、まともな生存ができないから、義務教育は無償とする。とすると、今日93%まで行っているところの高校がやがて98%になったならば、高校を出なかったならばまともな就職ができず、まともな生存ができないからゆえにこそ、そういう実態から考えても、憲法26条の第2項は義務教育を、いまずぐせいと言っているのじゃありませんが、志向しているとお考えになりませんか。」

内藤誉三郎文部科学大臣「私は、そこまで志向しているとは考えていないのです。いま高等

学校を義務制にせよとおっしゃっても、非常に地域差はある…。」

本会議録によって、既に高校が「国民的教育機関」化した1979(昭和54)年においては、今後さらに高校進学率が上昇した場合に備えて、高校授業料の減免措置制度の即時的実現を目指すことに留まらない、高校の義務教育化を目指すとする議論が行われていたことが分かる。

② 1979(昭和54)年2月22日

衆議院 文教委員会

久保亘^③「…高等学校が準義務化していることについてはあなた方も認めておられる。そういう中で、いま父母負担の軽減の問題とか、教育費をどうするかという問題は、非常に重要な教育行政上の問題となってきた。…」

諸澤正道(政府委員)「…高等学校が準義務教育だと、したがって、その授業料のあり方についても、端的に言って無償にしたらいじやないかという意見のあることも承知いたしております…けれども、国立(高校)が(授業料を)引き上げました段階において、公立も引き上げをされるというのはやむを得ないではないかと、こういうふうを考えるわけでございます。』

本会議録によって、1979(昭和54)年においては、中学校卒業者の大多数が高校に進学していることを踏まえて、高校授業料無償の実現を目指す議論が行われていたことと、それが財政的に不可であるとともに当該授業料の値上げがなされようとしている状況が分かる。

③ 衆議院 文教委員会

1980(昭和55)年2月20日

木島「自治省では高校の授業料の性格、意味とものをどのように理解なさっていらっしゃいますか。』

津田正自治省財政局財務課長(以下津田)「やはり小中学校と違いまして義務教育ではないというような点、あるいは私立学校というものがかなり広範に存在するというような点から、このような高校授業料というものは必要と考えております。』

木島「小中学校のように義務制ではない、よって受益者負担という考え方ですか。』

津田「はい、受益者負担という面を持っておると思います。』

木島「いずれにしても、私はちょいちょい文部省の方々に言っておるのでありますけれども、いま言いますように今日94%と云って準義務教育化されておりますね。全体の中から少ない人間が行っておれば、その人がそのために受益があるから、だから受益者負担になりますけれども、そうではない状態になっておる。憲法論で言えば、私はいますぐせいというんじゃないけれども、26条は義務教育を志向しておるのじゃないかという私の理解なんでありますけれども、そしてすくなくとも義務教育はこれを無償とするというのは、国民の生存権的基本権、みんなが高校を出ているのに、経済的理由なら経済的理由をもって高校を出られなかったならばまともに就職できず、まともに就職できないからまものの生存ができない、その意味において、生存的基本権としてうたっているのならば、それは小中のことでありますけれども、高校が準義務教育化しておるのならば、これは受益者負担といえるだろうか。さらにこれは98%、99%行ったら、みんな行くのですから、みんな行くのですから、行かない者は生存権が保障されないのだから、そして先ほども言いましたように、前文もそうであります、教育基本法第一条も国家、社会の構成員としても教育をうたっているわけです。だから、高校教育を受けることのその結果の帰属は個人が受けるのか社会が受けるのか。94%行ったら、私は、教育の効果のその帰属は個人が受けるのだとすれば、それは受益者負担という理論が成り立つけれども、そうではないんじゃないかと思うのですが、いかがございましょうか。

津田「…基本的に義務教育でないということ、そしてまた、かなりの部分が私学に行っている。私学に行っている方と違って公立の施設、いわば税金等を使っておる施設というものを利用するというのもおかしいわけですが、もちろん地方団体としましても高校教育というものについ

ての一半の責任があるわけですが、そのような税金を使っておる施設を利用する方々と、そこいらにはおのずから一部受益者という考え方はよろしいのではないか、こういうように思っております。』

本会議録によって、すでに高校進学率が94%に達し「国民的教育機関」とみなされているにもかかわらず、その授業料において受益者負担の考え方が取られていることについての質疑が行われたが、①多くの生徒が私立高校に通学しているため、②公共施設を使用しているため、公立高校の授業料⁴⁾を無償とすることはできないという答弁がなされていたことが分かる。

これ以降高校が「国民的教育機関」としてみなされていることに鑑みて高校授業料の減免措置制度を実現することに関連する具体的な議論はなされず⁵⁾、2007(平成19)年の高校授業料減免措置を含む民主党マニフェストの発表を迎えた。

7-2 考察

「7-1 国会会議録の調査」における調査の結果、高校が「国民的教育機関」としてみなされていることを授業料減免措置を講ずるための論理的な根拠として挙げる妥当性を担保する議論はほぼないことが明らかとなった。

当初、高校が「国民的教育機関」と呼ばれるようになったことに対して目指されていたのは、高校の義務教育化であったことが①の議論からわかる。しかし、②の議論においては、高校が「準義務教育」化している実態を踏まえて、授業料の無償化を提言しており、高校の義務教育化を目指した①の議論との間に齟齬が生じている。③の議論においては、①の議論と②の議論を踏まえた、高校の義務教育化と高校授業料の無償化についての議論がなされている。

このことから、2010(平成22)年の高校授業料の減免措置制度の発足に向けた議論が起こるまでに、高校の「国民的教育機関」化を踏まえた当該制度の議論の積み重ねもほぼなかったこと

が分かる。つまり、重要な政策として扱われていた「公立高等学校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度」を発足させるために述べられていた根拠の1つに論理的脆弱性が大きいことが明らかとなった。

8. 本研究のまとめと今後の課題

以下では本研究の結果とそれに伴い浮かび上がった今後の課題を述べる。

本研究では、一次資料・先行研究の分析の結果、①「国民的教育機関」という用語が「中学校卒業者の大多数が進学する教育機関」という特質を持つこと、②「大多数」とはおおよそ90%であること③日本において、高校は1973(昭和48)年ころから、「国民的教育機関」としてみなされてきたこと④高校授業料の減免制度を発足させるために高校の「国民的教育機関」化を根拠にすることは、その妥当性を担保する議論がほぼなく、関連する議論自体も蓄積されていないことから論理的に困難であることが明らかになった。

そして、この研究結果から以下の2点の今後の課題が浮かび上がった。

- ① 「高校の義務教育化」に関する議論を跡付けること。
- ② 今後の高校授業料の無償化議論の展開を跡付けていくこと。

まず、①についてである。本研究において、高校が「国民的教育機関」として捉えられたことは高校授業料の減免措置制度の発足の論理的な根拠としての妥当性がほぼないことが明らかになった。しかし、「高校の義務教育化」に関する議論は少なからず積み重ねられていたことが国会議事録の調査においてわかり、「高校の義務教育化」に関する議論を跡付けていくことで、高校進学率に鑑みた高校授業料減免制度の発足に関する新たな知見を得られる可能性が高いと考えられる。特に、①の議論において、高校無償制・義務制を実現させる具体的な目安の進学率として「98%になったならば」と述べており、これは実際に2010(平成22)年に当該減免措置制度発足の際に述べられていた進学率と合致して

いることは着目すべき点である⁶⁾。

しかしながら、当該減免措置制度に対する、高校の義務教育化及び「国民教育機関」化という観点からの分析にとどまらずに多様な観点からの分析も求められることだろう。

次に、②についてである。高校の授業料減免措置制度の今後の動向を踏まえて、再度、過去の当該制度について検討することによって今回明らかにできなかった視点が浮かび上がる可能性がある。また、現在、私立学校の授業料を無償にすることを志向する動きもあり、それがどのような議論の元でどのように行われ、いかなる終結を迎えるのかを検討することは、今後の高校の在り方を考察する上で必要となろう。

いずれにせよ、「1 問題の所在」で述べた通り、高校の社会的役割は、高校授業料の減免措置によって、「適格者」を教育することからより多くの子どもに高校教育を受ける権利を保障することへと変容した。つまり、高校教育の性質が義務教育の持つ性質に近づいてきており、それを促した高校の「国民教育機関」化は、これまでの高校教育の枠組みを崩しかねない現象であることが分かる。そのため、今後、多様な枠組みからの高校の「国民教育機関」化に関する研究がなされる必要があるだろう。

注

(1) 2010(平成22)年3月19日の参議院本会議にて、川端達夫文部科学大臣(当時)が公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案の趣旨について以下のように述べている。また、これと同内容の記述が、『平成21年度文部科学白書「特集2 公立高等学校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金制度Q&A」』でもなされている。

「今日、高等学校は、その進学率が約98%に達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校の教育に係る費用について社会全体で負担していくことが要請されています。また、高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある高校生が安心して教育を

受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっております。(中略)この法律案はこのような観点から、高等学校等の教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、私立高等学校等の生徒がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするものであります。」

(2) 木島喜兵衛 1917年生まれ 新潟県出身 1937年高田高等師範を卒業し、教員等を経て新潟県議会議員となった。1969年に衆議院議員初当選し、1986年に引退した。このほか、日本教職員組合中央執行委員等を務めた。所属政党は日本社会党であった。1993年没。木島の没後、同選挙区から日本社会党公認の筒井信隆(以下、筒井)が出馬し、当選した。その後筒井は無所属を経て、民主党に入党している(2013年に政界を引退)。

(3) 久保亘 1929年生まれ 鹿児島県出身 広島文理科大学史学科卒業後、鹿児島県立高等学校教諭を経て、鹿児島県議会議員を3期務めたのち、1974年、日本社会党公認で参議院議員初当選。

その後、日本社会党が党名変更した社会民主党の離党等を経て、民主党に入党した。民主党入党後は、参議院議員会長などを務め、2001年に引退した。

(4) 1979(昭和54)年の衆議院文教委員会において、木島喜兵衛委員の「高校の授業料というのはいったい何ですか」という質問し、柳庸夫自治省財政局交付税課長は「公の施設の使用料としての性格を持っておると考えております。」と答えている。

(5) これ以降も、高校授業料の減免措置の達成に向けた議論がなされていたが、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際条約」第13条2項(b)及び(c)、すなわち「無償教育の漸次的導入」部分の留保撤回を根拠としていた。しかし、本研究とは直接的な関係がないため、詳述はしない。

(6) 当該減免措置制度の実現を目指した議論を行った国会議員やその後継の国会議員が民主党に入党していたことは少なからず、高校授業料の減免措置制度の実現に影響を及ぼしたことが推察される。

【参考・引用文献】

飯田 (1992) 「新制高等学校の理念と実際」『高等学校の社会史』東信堂, p3-70

伊藤 (1968) 『義務教育の理論』第一法規

石田 (1979) 「国民的教育機関としての高校像を提示 教育長協の高校プロジェクトチーム報告書」『内外教育 (3057)』時事通信社, p13-19

金子 (1986) 「高校制度改革の意義と課題」『高校制度改革の総合的研究』多賀出版, p9-39

金子 (1992) 「高校入試制度の変遷と問題点」『高等学校の社会史』東信堂, p141-168

萱原 (2006) 『戦後高校教育史』学事出版

木下ほか (1988) 『高校入試制度の改革』労働

京都高校教育問題研究会 (1979) 『これからの高校教育』明治図書

佐々木 (1979a) 『高校教育の展開』大月書店

佐々木 (1976b) 『高校教育論』大月書店

下村 (1998) 「これからの高校教育はどうあるべきか」『これまでの高校, これからの高校』学事出版, p150-155

参議院 (1979) 『第87回国会参議院文教委員会会議録』第3号

参議院 (1981) 『第94回国会参議院文教委員会会議録』第6号

参議院 (2001) 『第151回国会参議院文教科学委員会会議録』第13号

参議院 (2009) 『第171回国会参議院文教科学委員会会議録』第9号

参議院 (2010) 『第174回国会参議院会議録』第10号

衆議院 (1990) 『議会制度百年史 (衆議院議員名鑑)』衆議院

衆議院 (1974) 『第72回国会衆議院文教委員会会議録』第4号

衆議院 (1979) 『第87回国会衆議院文教委員会会議録』第2号

衆議院 (1980) 『第91回国会衆議院文教委員会会議録』第3号

衆議院 (2010a) 『第174回国会衆議院文部科学委員会会議録』第3号

衆議院 (2010b) 『第174回国会衆議院会議録』第10号

衆議院 (2012) 『第180回国会衆議院 予算委員会会議録』第19号

衆議院 (2013) 『第百八十五回国会衆議院文部科学委員会会議録』第二号

上越タウンジャーナル (2013) 「筒井信隆前衆議院議員が政界引退」上越タウンジャーナル <https://www.joetsutj.com/articles/52048307> 2017年10月31日最終閲覧

トロウ (1976, 天野郁夫ほか訳) 『高学歴社会の大学—エリートからマスへ—』東京大学出版会

日外アソシエーツ (2003) 「新訂 政治家人名事典 明治～昭和」日外アソシエーツ

日外アソシエーツ編 (2004) 『日本の人名辞典』日外アソシエーツ

菱村 (1995) 『教育行政からみた戦後高校教育史』学事出版

文部科学省 (2010) 「特集2 公立高等学校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金制度 Q & A」『平成21年度文部科学白書』文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200901/detail/1296777.htm 2017年12月19日最終閲覧

山口 (1998) 「学習指導要領の変遷」『これまでの高校, これからの高校』学事出版, p23-36

山口 (1995) 『教育課程の変遷からみた戦後高校教育史』学事出版

The Development of Discussions on Social Roles at Upper Secondary Schools in Japan, Focusing on “Educational Institutions which are Universal among the General Public” and the System in the Reduction and Exemption of Tuition at Schools

Shohei OKAYASU

The purpose of this research is to demonstrate the characteristics of the phrase “educational institutions which are universal among the general public” (hereinafter called educational institutions) and to identify the year upper secondary schools were recognized as educational institutions and the conditions in which upper secondary schools were recognized as educational institutions.

First, the author analyzed previous research and the discussions from the minutes of the Diet related to educational institutions and the upper secondary school system in Japan. Then, the author demonstrated that the phrase “educational institutions” have the characteristics of an educational organization which the majority of junior upper secondary graduates attend.

Second, the author showed that upper secondary schools were first recognized as educational institutions in the year 1973.

Third, the author proved that upper secondary schools are recognized as educational institutions when more than 90% of lower secondary school graduates matriculate to upper secondary schools.

Nowadays, tuition at upper secondary schools is free and one reason for that is because upper secondary schools are recognized as educational institutions.

Even though more than 30 years have passed since upper secondary schools first received recognition as educational institutions, the relationship between the tuition-free system and “educational institutions” has not yet been clarified. So, the author analyzed the discussions from the minutes of the Diet and the author proved that the relationship is considerably weak.